

記

岸高同窓会 関東支部 規約

2002.11.24 制定

(名称)

第1条 本会は岸高同窓会関東支部（以下「支部」という）と称し、事務局を東京都内に置く。

(目的)

第2条 支部は会員相互の親睦を図ると共に、母校（大阪府立岸和田高校）および母校の同窓会との連携を密にすることを目的とする。

(会員)

第3条 支部は、次に挙げる会員のうち、関東・甲信越地区およびその周辺地域（静岡県、福島県等）に在住する者を以て構成する。

- (1) 旧大阪府立岸和田中学校卒業生
- (2) 大阪府立岸和田高等学校卒業生
- (3) 併設中学校卒業生
- (4) 中途退学者にして幹事会の推薦した者
- (5) 旧職員で当該地域に在住する者

(役員)

第4条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 会計 1名
- (6) 会計監査 1名

(役員の仕事)

第5条

- (1) 支部長は、支部を代表する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある場合はその職務を代行する。
- (3) 幹事長は、総会および幹事会で決定した事項に従い、支部の業務を処理する。
- (4) 幹事は、他の役員とともに幹事会を構成し、その権限に関する事項を決定する。
- (5) 会計は、会計事務にあたる。
- (6) 会計監査は、年1回以上会計事務の監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第6条

(1) 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(2) 役員に欠員が生じたときは、補充を行うことができる。ただし、そのものの任期は、前任者の残任期間とする。

(機関)

第7条 支部に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 幹事会

(総会)

第8条 総会は隔年に1回開催し、次のことを決定する。ただし、場合によっては、臨時に開催することができる。

(1) 規約の制定改廃に関すること。

(2) 予算および決算に関すること。

(3) 役員の選出に関すること。

(4) その他、支部の目的達成に必要な重要事項に関すること。

(幹事会)

第9条 幹事会は必要に応じて開催し、次にことを決定する。

(1) 総会に提出する議案の作成に関すること。

(2) 役員の候補者の選定に関すること。

(3) その他、支部の目的達成に必要な事項に関すること。

(会計)

第10条 支部の経費は、岸高同窓会からの補助金、特別行事に応じて会員から徴収する臨時会費、寄付金、その他の収入をあてる。

(会計監査)

第11条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

附則 この規約は、2002年11月24日から施行する。2002年度の会計は、第11条の規定にかかわらず2002年11月24日から2003年3月31日までとする。

(事務局コメント)

- ・2023年時点で、幹事長は事務局長という役職で運営している。
- ・その他一部現状の運営にそぐわない文言は次回総会(2025年)にて変更を提案する予定である。

2024年1月